

徳島県告示第二百五十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定に基づき、指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更について届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり公示する。

令和七年四月二十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

一般財団法人 日本建築センター

東京都千代田区神田錦町一丁目九番地

二 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

変更前

事務所	所在地
大阪事務所	大阪府中央区南本町一丁目七番一五号

変更後

事務所	所在地
大阪事務所	大阪府中央区本町一丁目四番八号

三 変更する日

令和七年四月三十日